

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号)等の一部改正案に対する意見募集について(シップ・リサイクル法の施行に伴う対応)

令和7年4月24日
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

- ・ 2009(平成21)年に採択された「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」(以下「シップ・リサイクル条約」という。)は船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的としたものであり、日本国内においては「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」(平成30年法律第61号。以下「シップ・リサイクル法」という。)が本条約を担保します(令和7年6月26日施行予定)
- ・ シップ・リサイクル法の適用対象となる、承認を受けた再資源化解体業者が譲受け等を行おうとする場合の特定外国船舶の輸出入については、二重規制を回避するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第4条(外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定により、輸出の承認を受ける義務)、及び第8条(外国為替及び外国貿易法第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務)の適用を除外する旨の規定が設けられました(シップ・リサイクル法第24条第1項及び第2項)。
- ・ 現状、外為法では、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)、及び輸入貿易管理令に基づく告示(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号))において、バーゼル法の特定有害廃棄物等を輸出入承認を要する貨物に規定しています。
- ・ シップ・リサイクル法の施行を機に、バーゼル法の適用が除外される特定外国船舶を外為法の輸出入規制対象品目から除く必要が生じているため、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)、及び輸入貿易管理令に基づく告示(昭和41年通商産業省告示第170号)の改正については、措置済みであるところ(※)、この度、関連する通達を改正し、バーゼル法に基づく輸出入規制対象貨物である「特定有害廃棄物等」から、シップ・リサイクル法第24条によってバーゼル法第4条及び第8条の適用が除外される特定外国船舶を除外します。

(※) シップ・リサイクル条約の発効及びシップ・リサイクル法の施行が行われる
令和7年6月26日に合わせて施行。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で本改正について、意見(パブリック・コメント)の募集をいたします。

2. 意見募集対象

- 「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）
- 「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）
- 「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号）
- 「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年4月24日（木）～令和7年5月28日（水）
電子メール、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での御意見の受付には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス： bzl-boueki3@meti.go.jp

（件名を「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）等の一部改正案に対する意見募集について（シップ・リサイクル法の施行に伴う対応）としてください。）

○郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号)等の一部改正案に対する意見募集について(シップ・リサイクル法の施行に伴う対応)

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)
	・ 意見内容
	・ 理由